

令和4年度

広島県内部統制評価報告書審査意見書

広島県監査委員





令和5年9月6日

広島県知事 湯崎英彦様

広島県監査委員 沖井 純

同 山下 智之

同 奥 兆生

同 三田 利江子

令和4年度広島県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和4年度広島県内部統制評価報告書について、審査意見を別冊のとおり提出します。



# 目 次

第1	審査の概要		
1	審査の対象	.....	1
2	審査の趣旨	.....	1
3	審査の実施内容	.....	1
第2	審査の結果	.....	1
第3	付記	.....	2
 (参考資料) 審査手続の内容			
1	評価手続に係る記載の審査	.....	3
2	評価結果に係る記載の審査	.....	3



# 第1 審査の概要

## 1 審査の対象

令和4年度広島県内部統制評価報告書

## 2 審査の趣旨

内部統制評価報告書の審査に当たっては、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

## 3 審査の実施内容

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に沿って、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づいた検証を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、慎重に行った。

# 第2 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、審査に付された内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

### 第3 付記

審査意見については上記のとおりであるが、令和4年度についても、運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところである。

これらの重大な不備は、組織風土の問題や守秘義務意識の欠如等が要因とされていることから、今回の事案を教訓として、法令等の認識誤りや確認不足による不適正な事務処理の未然防止に加え、不正を行う余地をなくすことを組織の責務と捉え、報告・相談しやすい職場環境づくりを進めるとともに、全職員にコンプライアンス意識の徹底を図るほか、事務処理誤りや不正を発生させないために事務手続を見直すなど、実効性のある内部統制の実践に向けて取り組んでいただきたい。



## (参考資料) 審査手続の内容

### 1 評価手続に係る記載の審査

知事による評価手続が適切に実施されることにより、内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正されることを目的とし、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から審査した。

#### (1) 評価手続の把握

知事による評価に係る評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な内部統制の評価項目並びに評価方法等について、内部統制評価部局（総務局審理担当をいう。以下同じ。）から、関連する資料を入手した上で、担当者等に対する質問を行い、知事による評価手続を把握した。

#### (2) 評価手続の検討

知事による評価の根拠となる資料を入手したほか、内部統制評価部局等への質問を行い、評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、知事による評価が形骸化していないかといった観点から検討した。

##### ア 全庁的な内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、全庁的な内部統制の評価手続は、各評価項目に対応して実施されていると認められた。

##### イ 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、内部統制の不備は、リスク評価シートにより把握され、評価対象期間における評価手続は適切に行われていると認められた。

### 2 評価結果に係る記載の審査

知事による評価の根拠となる資料を基に、内部統制評価部局等への質問を行い、知事が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかといった観点から審査した。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

各評価項目について知事が行った評価の結果及び当該評価結果を得るに至った根拠等を確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

知事が把握した運用上の不備及び評価結果を得るに至った根拠等について確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。